

監 査 報 告 書

令和 6年 5月 29日

学校法人 武蔵野音楽学園

理 事 会 御中

学校法人 武蔵野音楽学園

監事

濱 田 芳 貴 

監事

い、好



私たちは、学校法人武蔵野音楽学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務の執行の状況について監査を行いました。

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか理事から業務の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施いたしました。また、私立学校振興助成法第14条第3項に基づき監査を実施した長谷川公認会計士事務所から監査の報告及び説明を受け、計算書類等に検討を加えました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産の状況若しくは理事の業務の執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反するような重大な事実はないものと認めましたことを報告いたします。

以 上

監 査 報 告 書

令和 6年 5月 29日

学校法人 武蔵野音楽学園

評 議 員 会 御中

学校法人 武蔵野音楽学園

監事

濱田 芳貴 

監事

い、子 

私たちは、学校法人武蔵野音楽学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて
同学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における財産目録
及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、
学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務の執行の状況について監査を行いました。

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか理事から業務の報告を受け、重要な
決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施いたしました。また、私立学校振
興助成法第14条第3項に基づき監査を実施した長谷川公認会計士事務所から監査の報告及び
説明を受け、計算書類等に検討を加えました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録
及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、
学校法人の業務又は財産の状況若しくは理事の業務の執行の状況に関し、不正の行為又は法令
若しくは寄附行為に違反するような重大な事実はないものと認めましたことを報告いたします。

以 上